

宮城県福祉サービス第三者評価事業推進委員会関係条例等

(1) 事業推進関係

- ・宮城県福祉サービス第三者評価事業推進委員会条例 2~3
- ・宮城県福祉サービス第三者評価事業推進要綱 4~5
- ・宮城県福祉サービス第三者評価事業推進委員会運営規程 6~7

(2) 機関認証関係

- ・宮城県福祉サービス第三者評価機関認証要綱 8~12
- ・宮城県福祉サービス第三者評価機関認証要領 13~16

(3) 評価業務関係

- ・宮城県福祉サービス第三者評価業務実施要綱 17~19
- ・宮城県福祉サービス第三者評価業務実施要領 20~26

福祉サービス第三者評価事業推進委員会条例

(設置等)

第一条 知事の諮問に応じ、福祉サービス第三者評価（福祉サービス（社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第七十五条第一項に規定する福祉サービスをいう。以下同じ。）の質を福祉サービスを提供する事業者及び利用者以外の公正かつ中立な第三者が専門的かつ客観的な立場から行う評価をいう。以下同じ。）を行う事業（以下「第三者評価事業」という。）の推進に関する重要事項を調査審議するため、宮城県福祉サービス第三者評価事業推進委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会は、前項に規定する重要事項に関し知事に意見を述べることができる。

(組織等)

第二条 委員会は、委員十人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、知事が任命する。

- 一 学識経験を有する者
- 二 福祉サービスを提供する事業者を代表する者
- 三 福祉サービスの利用者を代表する者
- 四 関係行政機関の職員

3 委員の任期は、二年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

(委員長)

第三条 委員会に、委員長を置き、委員の互選によって定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第四条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

2 委員会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第五条 委員会は、必要があると認めるときは、議事に係る関係者又は専門家に対し、出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は必要な書類の提出を求めることができる。

(部会)

第六条 委員会に、第三者評価機関認証部会（以下「部会」という。）を置き、第三者評価機関（福祉サービス第三者評価を行う法人をいう。）の認証及び第三者評価事業に関する苦情等への対応に関する事項（以下「所掌事項」という。）を調査審議する。

2 部会に属すべき委員は、委員長が指名する。

3 前三条の規定は、部会について準用する。

4 所掌事項については、部会の議決をもって委員会の議決とする。

(委任)

第七条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成二十一年四月一日から施行する。
(附属機関の構成員等の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部改正)
- 2 附属機関の構成員等の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例（昭和二十八年宮城県条例第六十九号）の一部を次のように改正する。
別表に次のように加える。

宮城県福祉サービス第三者評価事業 推進委員会の委員	出席一回につき 一一、六〇〇円	六 級
------------------------------	-----------------	-----

宮城県福祉サービス第三者評価事業推進要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、社会福祉事業の事業者が提供するサービスの質を、公正・中立な第三者機関（以下「評価機関」という。）が、客観的・専門的な立場から評価する福祉サービス第三者評価（以下「第三者評価」という。）を行う事業（以下「第三者評価事業」という。）の推進に関する基本的な事項を定めることにより、個々の事業者における事業運営上の課題の具体的な把握及びサービスの質の向上の取組に資するとともに、福祉サービス利用者の自らに合った質の高いサービスの選択・利用に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 事業者　社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）第 2 条に規定する社会福祉事業を経営し、福祉サービスを提供する社会福祉法人、市町村、株式会社、特定非営利活動法人等
- (2) 評価調査者　推進組織が定めた資格基準を満たし、かつ、評価調査者養成研修を修了した者で、評価機関に所属し評価業務を行う者

(推進組織)

第3条 本県における第三者評価事業の推進組織は、宮城県とする。

(所掌事務)

第4条 県は、第三者評価事業を推進するため、次に掲げる事務を行うものとする。

- (1) 評価機関の認証に関すること。
- (2) 評価基準及び評価の手法に関すること。
- (3) 評価結果の取扱いに関すること。
- (4) 評価調査者に係る研修等に関すること。
- (5) 評価に係る情報公開及び普及・啓発に関すること。
- (6) 評価事業に係る苦情等への対応に関すること。
- (7) その他第三者評価事業の推進に関すること。

(附属機関)

第5条 第三者評価事業の実施に当たっては、第三者評価事業の推進に関する重要事項を調査審議する附属機関（地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 138 条の 4 第 3 項の規定により条例で設置される附属機関をいう。）の意見を聴いて行うものとする。

(委任)

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成 18 年 2 月 16 日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の日前に改正前の宮城県福祉サービス第三者評価推進要綱の規定により推進機構が行った評価機関の認証、評価基準の策定その他の行為は、改正後の宮城県福祉サービス第三者評価事業推進要綱の規定により知事が行ったものとみなす。

福祉サービス第三者評価事業推進委員会運営規程

(目的)

第1条 この運営規程は、福祉サービス第三者評価事業推進委員会条例第7条の規定により、福祉サービス第三者評価事業推進委員会（以下「委員会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(会議の公開)

第2条 委員会の会議は、原則として公開とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に該当する場合には、委員長が委員会に諮って、これを公開しないことができる。

- (1) 情報公開条例第8条第1項の各号に掲げる情報に該当すると認められる事項について調査審議する場合
- (2) 会議を公開することにより、当該会議の公正かつ円滑な運営に支障が生ずると認められる場合

(議事録)

第3条 委員会は、会議の議事について、そのつど議事録を作成するものとする。

2 前項の議事録は、次の各号に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 開催の日時場所
- (2) 出席者の氏名
- (3) 議事の概要
- (4) 各号に掲げるもののほか、必要と認められる事項

(認証部会委員の定数)

第4条 第三者評価機関認証部会に属すべき委員（以下「部会委員」という。）は、7人以内とする。

(認証部会委員の指名)

第5条 委員長は、部会委員の指名に当たっては、社会福祉施設を経営する法人の役員又は職員となっていない委員から指名するものとする。

(認証部会の審議に加わることができない部会委員)

第6条 部会委員は、自己と利害関係を有する審議事項の審議に加わることができない。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、保健福祉部社会福祉課において処理する。

(補則)

第8条 この要領に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この運営規程は、平成21年4月1日から施行する。

宮城県福祉サービス第三者評価機関認証要綱

(目的)

第1条 この要綱は、福祉サービス第三者評価事業の信頼性及び透明性を確保し、本県における福祉サービス第三者評価を推進するため、福祉サービス第三者評価機関（以下「評価機関」という。）の認証に係る要件（以下「認証要件」という。）等を定めることを目的とする。

(評価)

第2条 この要綱に基づいて認証された評価機関は、「福祉サービス第三者評価事業に関する指針について」の全部改正（平成26年4月1日付け雇児発0401第12号、社援発0401第33号、老発0401第11号厚生労働省社会・援護局長ほか2局長通知）に基づく評価を行うことができるものとする。

(認証要件)

第3条 評価機関は、次に掲げる認証要件を満たさなければならない。

- (1) 法人であること。
- (2) 事業推進責任者（常勤である者に限る。）を1名以上設置すること。
- (3) 別表の1の項又は2の項に該当する者をそれぞれ1名以上評価調査者（評価機関との間で常勤、非常勤を問わず雇用関係にある者又は委託等の契約を締結して評価業務を実施する者をいう。以下同じ。）として設置すること。
- (4) 全ての評価調査者が、評価調査者養成研修（県が実施する評価調査者養成研修及び社会福祉法人全国社会福祉協議会が実施する評価調査者養成研修、社団法人全国保育士養成協議会が実施する評価調査者研修又はこれと同等の内容であると知事が認める研修をいう。）を修了していること。
- (5) 次に掲げる書類を備付け、公開していること。
 - イ 評価調査者一覧（別表に規定する資格又は主な経歴等及び前号に規定する研修の修了状況を記載したもの。）
 - ロ 事業内容（第三者評価を実施するサービス種別を含む。）に関する規程
 - ハ 第三者評価の手法
 - ニ 守秘義務に関する内容を含む倫理規程
 - ホ 評価料金表
 - ヘ 評価事業の実績
 - ト 評価に関する異議及び苦情の申立窓口及び責任者等の対応体制
- (6) ホームページを開設していること。
- (7) 評価を行おうとする福祉サービスと同種の福祉サービスを提供していないこと。

(認証申請)

第4条 評価機関として認証を受けようとする者は、別に定める申請書に關係書類を添付し

て知事に提出しなければならない。

(認証)

第5条 知事は、前条の申請があったときは、第3条各号に掲げる認証要件に基づく審査を行い、その要件を満たす場合には、認証するものとする。

2 知事は、前項の審査に当たり申請を行った法人に対し、必要に応じて聞き取りを行い又は必要な書類の提出を求めることができる。

(認証の通知)

第6条 知事は、第4条の規定による申請をした者について、前条第1項の規定により評価機関として認証すること又は認証しないことを決定したときは、当該申請をした者に対し、その決定の内容を通知しなければならない。

(認証の有効期間)

第7条 認証の有効期間は、認証した日から起算して3年間とする。ただし、次条の規定による廃止の届け出をした者に係る認証の有効期間は、当該届け出を受理した日までとする。

(変更及び廃止)

第8条 評価機関は、認証申請時の申請内容に変更があった場合又は第三者評価事業を廃止した場合は、変更又は廃止の日から30日以内にその旨を知事に届け出るものとする。

(認証の取消し)

第9条 知事は、評価機関が次の各号のいずれかに該当することとなった場合には、当該評価機関に対する認証を取り消すことができる。

- (1) 第3条各号に規定する認証要件のいずれかに該当しないこととなったとき。
 - (2) 原則として過去3年間、評価業務の実績がない場合
 - (3) 次条の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をしたとき又は調査等への協力を行わないとき。
 - (4) 前条の規定による変更の届け出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。
 - (5) 虚偽の申請その他不正の手段により認証を受けたとき。
 - (6) 次に掲げる不正な行為を行う等、評価機関として相応しくないと認められる場合
 - イ 第三者評価を行った事業者から評価料金以外の金品を受け取ること。
 - ロ 守秘義務に違反すること。
 - ハ サービス利用者や事業者の人権を侵害すること。
- ニ 法令・条例等に違反すること。
- ホ その他社会通念上不正と認められる行為をすること。
- 2 知事は、認証を取り消したときは、当該評価機関に通知しなければならない。

(認証の辞退)

第 10 条 評価機関は、認証を辞退する場合には、速やかに知事に届け出るものとする。

(事業報告及び調査)

第 11 条 評価機関は、毎事業年度終了後、知事に対し速やかに第三者評価事業の実績等を報告しなければならない。

2 評価機関は、県が実施する第三者評価事業の適正な実施を図るための調査及び指導に協力するものとする。

(他都道府県の第三者評価機関の認証)

第 12 条 評価機関は、他の都道府県推進組織においても認証を行うことが望ましい。

(遵守事項)

第 13 条 評価機関は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 評価調査者に対して、定期的な研修機会を確保すること。
- (2) 次に掲げる施設及び事業所の評価を行わないこと。

イ 評価機関の役員等が現に就任し、又は過去 3 年以内に就任していた法人及び評価調査者が現に雇用関係にあり、又は過去 3 年以内に雇用関係にあった法人が経営するもの

ロ 評価機関の役員等又は評価調査者の配偶者又は 4 親等以内の親族（以下「親族」という。）が現在役員等である法人が経営するもの

ハ 評価機関の役員等又は評価調査者の配偶者又は親族が現在雇用関係にあるもの。ただし、当該配偶者又は親族が、施設又は事業所の長である場合には、当該施設及び当該事業所を経営する法人が経営する全ての施設及び事業所を含む。

ニ 評価機関の役員等又は評価調査者が、業務及び会計について関与している法人が経営するもの

- (3) 評価機関の評価基準、評価の手法、評価結果の取扱い等については、宮城県福祉サービス第三者評価業務実施要綱に定めるものを満たすこと。

(その他)

第 14 条 この要綱の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の際現に、宮城県福祉サービス第三者評価推進機構の認証を受けた評価機関は、当該認証を受けた期限までの間に限り、この要綱による評価機関とみなす。

附 則

- 1 この要綱は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。
(経過措置)
- 2 この要綱の施行の際現に、宮城県福祉サービス第三者評価推進機構の認証を受けた評価機関は、当該認証を受けた期限までの間に限り、この要綱による評価機関とみなす。

附 則

- 1 この要綱は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。
(経過措置)
- 2 この要綱の施行の際現に、宮城県福祉サービス第三者評価推進機構の認証を受けた評価機関は、当該認証を受けた期限までの間に限り、この要綱による評価機関とみなす。

附 則

- 1 この要綱は、平成 26 年 6 月 1 日から施行し、平成 26 年 4 月 1 日から適用する。
(経過措置)
- 2 この要綱の施行の際現に、宮城県福祉サービス第三者評価推進機構の認証を受けた評価機関は、当該認証を受けた期限までの間に限り、この要綱による評価機関とみなす。

別表

1 組織運営系	組織運営管理業務を3年以上経験している者	常勤職員が10人以上の法人組織において、法人の運営方針の決定に関与する役員として3年以上従事した経験を持つ者、又は法人組織内で10人以上で構成される部署を統括する監督又は管理の地位にあり、部署の運営方針の決定に関与する業務に3年以上従事した経験を持つ者
2 福祉系	(1) 福祉、医療、保健分野の有資格者で、当該分野に係る業務を3年以上経験している者	ア 医師、保健師、看護師・准看護師、社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士、介護支援専門員又は保育士の資格を有し、当該業務を3年以上経験している者
	(2) 福祉、医療、保健分野の学識経験者で、当該分野に係る業務を3年以上経験している者	イ ア以外の資格で、県がこれと同等と認め る資格を有し、資格取得後当該業務を3年以上経験している者
	(3) 福祉、医療、保健分野の有資格者若しくは学識経験者で、当該分野に係る業務を3年以上経験している者と同等の能力を有していると認められる者	大学、短大、専門学校において週1回以上講義を担当し、かつ福祉、医療、保健分野の教育と研究に専念（3年以上）している者 行政、社会福祉協議会、非営利団体、民間企業等において、常勤職員として3年以上又は非常勤職員（法人に勤務する者に限る。）として5年以上勤務し、現場経験（相談業務含む。）はないが、福祉サービスが実際に提供されている現場について知見を有する者

宮城県福祉サービス第三者評価機関認証要領

(認証申請書)

第1条 宮城県福祉サービス第三者評価認証要綱（以下「認証要綱」という。）第4条の申請書は様式1とし、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 定款、寄附行為等
- (2) 法人に係る登記事項証明書（3か月以内のもの。）
- (3) 法人の事業計画書又は事業概要（事業内容等に関する規程（第三者評価を実施するサービス種 別等）を含む。）
- (4) 決算書（新設法人は不要）
- (5) 事業推進責任者名簿
- (6) 法人役員名簿（様式2）
- (7) 法人の一部の部署が評価事業を行う場合は、当該部署名及び部署の事業内容を記載した書類
- (8) 評価調査者名簿（様式3）
- (9) 評価調査者養成研修修了証書の写し
- (10) 守秘義務に関する内容をふくむ倫理規程
- (11) 評価に関する異議や苦情の申立窓口及び責任者等の対応体制等に関する規程
- (12) 評価の手法・手順等に関する規程
- (13) 宮城県福祉サービス第三者評価業務実施要綱第2条に定める評価基準のほかに、独自の評価項目を設ける場合は、その評価項目
- (14) 評価料金表
- (15) 評価実績（評価実績がない場合は、不要）
- (16) 前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める書類

(認証の通知)

第2条 認証要綱第6条の規定による通知は、宮城県福祉サービス第三者評価機関認証通知書（様式4）又は宮城県福祉サービス第三者評価機関不認証通知書（様式5）によるものとする。

(変更及び廃止の届出)

第3条 認証要綱第8条の規定による変更の届出は、宮城県福祉サービス第三者評価機関認証内容変更届出書（様式6）によるものとする。
2 認証要綱第8条の規定による廃止の届出は、宮城県福祉サービス第三者評価機関廃止届出書（様式7）によるものとする。

(認証の取消し)

第4条 認証要綱第9条第2項の規定による通知は、宮城県福祉サービス第三者評価機関認証取消通知書（様式8）によるものとする。

(認証の辞退)

第5条 認証要綱第10条の規定による届出は、宮城県福祉サービス第三者評価機関認証辞退届出書（様式10）によるものとする。

(実績報告書)

第6条 認証要綱第11条第1項の規定による報告は、事業実績報告書（様式9）によるものとする。

附 則

この要領は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成24年4月1日から施行する。

(様式 1)

宮城県福祉サービス第三者評価機関認証申請書

年 月 日

宮城県知事 殿

申請者 所在地

法人名

代表者氏名

印

宮城県福祉サービス第三者評価認証要綱第4条の規定により、宮城県福祉サービス第三者評価機関として認証を受けたいので、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

記

1 第三者評価機関

評価機関として申請する法人に関する事項	フリガナ	
	法人名（評価機関名）	
	フリガナ	
	代表者職・氏名	
	所在地	〒
	電話・FAX	TEL() - FAX() -
e-mail		
URL		
福祉サービス第三者評価を実施する担当部署及び事業推進責任者等に関する事項	担当部署の名称	
	担当部署の所在地	〒
	事業推進責任者職・氏名 *1, *2	
	電話・FAX	TEL() - FAX() -
	e-mail	
	URL	

2 添付資料

別紙のとおり

* 1 事業推進責任者とは、認証要綱第3条第1項第2号に規定するもので資格を有している必要はありませんが、宮城県福祉サービス第三者評価業務を行うにあたり、組織において同業務を取りまとめかつ推進する立場にあり、かつ本事業についての総括的な窓口となる方で、組織の常勤職員の方1名を設置することが必要です。

* 2 宮城県福祉サービス第三者評価に関する事項について連絡調整する際、事業推進責任者と異なる方が窓口となる場合は、事業推進責任者欄の下に連絡先担当者として「職、氏名」を記載願います。

(別紙 (認証要領第1条に規定する書類))

- (1) 定款、寄付行為等
- (2) 法人に係る登記事項証明書（3ヶ月以内のもの。）
- (3) 法人の事業計画書又は事業概要（事業内容に関する規定（第三者評価を実施するサービス種別を含む））
- (4) 決算書（新設法人は不要）
- (5) 法人役員名簿（様式2）
- (6) 法人の一部署が評価事業を行う場合は、当該部署名及び部署の事業内容を記載した書類
- (7) 調査評価者名簿（様式3）
 - ・添付資料1－経歴書（評価調査者証明用）
 - ・添付資料2－実務経験証明書（事業所証明用）
- (8) 調査評価者養成研修修了証書の写し
- (9) 守秘義務に関する内容を含む倫理規程
- (10) 評価に関する異議や苦情の申立窓口及び責任者等の対応体制等に関する規定
- (11) 評価の手法・手順等に関する規定
- (12) 宮城県福祉サービス第三者評価業務実施要綱第2条に定める評価基準のほかに、独自の評価基準を設ける場合は、その評価項目（評価項目、判断基準、判断基準の考え方と評価のポイント、評価の着眼点等）
- (13) 評価料金表
- (14) 評価実績（評価実績がない場合は不要）

<以下様式略>

宮城県福祉サービス第三者評価業務実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、福祉サービス第三者評価事業において、福祉サービス第三者評価機関（以下「評価機関」という。）が行う評価業務が適切に実施されるよう、第三者評価の手法、第三者評価結果の取扱い等を定めることを目的とする。

(評価基準)

第2条 評価機関は、別に定める宮城県福祉サービス第三者評価基準（以下「評価基準」という。）を用いて評価業務を行う。

(契約)

第3条 評価機関は、第三者評価事業を行うに当たっては、契約書を作成し、評価を受ける事業者と契約を締結しなければならない。

2 評価機関は、契約に当たって、事業者に第三者評価事業の趣旨、評価の手法、評価調査者、評価結果の公表等の重要事項を事前に説明し、理解を得なければならない。

(書面調査及び訪問調査)

第4条 評価業務は、書面調査及び訪問調査（実地調査）により実施するものとする。

2 書面調査は、事業者が行う評価基準等による自己評価の結果及び事業者の組織、事業の概要等を示す書類に基づき、評価基準等の項目ごとに福祉サービスの実施概要等を把握した上で行うものとする。

3 前項の自己評価は、評価基準の評価項目について、事業者自らが各部門に従事する職員の評価を取りまとめ、運営管理部門及び福祉サービス部門の職員等の合議により作成するものとする。

4 訪問調査（実地調査）は、書面調査等の結果を踏まえ、現地において評価基準に沿って運営や福祉サービスの実施状況を把握・検証する方法によって行うものとする。

(利用者の意向の把握)

第5条 前条第1項に規定する調査のほか、評価機関は、利用者の福祉サービスに関する意向等を把握し第三者評価の参考に資するため、利用者調査を行うよう努めなければならない。

2 利用者調査は、事前に事業者と協議の上、利用者の意向を反映できる適切な方法で実施しなければならない。

(評価調査者の登録証明)

第6条 評価調査者が評価業務に従事する場合は、評価調査者登録証明書（別記様式）を必ず携帯し、調査を行う場合はこれを提示し、身分を明らかにした上で実施するものとする。

(評価調査者の業務)

第7条 1件の評価業務は、2人以上（宮城県福祉サービス第三者評価機関認証要綱別表1の項又は2の項に掲げる者それぞれ1人以上）の評価調査者により実施するものとする。

2 評価結果の取りまとめは、当該評価業務を実施した評価調査者を含めた2人以上の合議により行うものとする。

(評価結果の公表)

第8条 評価機関は、事業者に対し評価結果を報告するとともに、評価内容について説明し、当該評価結果の公表について同意を求めなければならない。

2 評価機関は、前項の同意が得られた場合にあっては当該評価結果を、前項の同意が得られない場合にあっては評価を受審した事実を公表しなければならない。

(評価結果の報告等)

第9条 評価機関は、評価業務1件ごとの評価結果及び前条第2項の同意の有無を知事に報告しなければならない。

2 知事は、前項の報告を受けたときは、評価機関が行う公表の例により、当該評価結果又は評価を受審した事実を公表しなければならない。

(受審証明書の交付)

第10条 知事は、第三者評価を受審した事業者に対して、第三者評価を受審したことを証明する書面を交付する。

(その他)

第11条 この要綱の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の日（以下「施行日」という。）前に、宮城県福祉サービス第三者評価推進機構が認証した評価機関が行った評価業務は、この要綱に基づいて行われたものと見なす。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成22年3月26日から施行する。

別記様式

評価調査者登録証明書

下記の者は、宮城県福祉サービス第三者評価業務実施要綱第6条の規定による評価調査者であることを証明する。

記

1 評価調査者氏名

2 有効期間 年 月 日～ 年 月 日
年 月 日

写真貼付

法人名（評価機関名）

代表者氏名

印

宮城県福祉サービス第三者評価業務実施要領

(目的)

第1条 この要領は、宮城県福祉サービス第三者評価事業実施要綱（以下「実施要綱」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(契約書)

第2条 実施要綱第3条第1項に規定する契約書には、次に掲げる事項を定めること。

- (1) 契約の目的
- (2) 契約期間
- (3) 評価対象施設
- (4) 評価項目及び手法
- (5) 評価調査者
- (6) 契約金額及び支払い方法
- (7) 評価機関の義務
- (8) 受審事業者の義務
- (9) 公表及び県への報告
- (10) 評価機関及び評価調査者の守秘義務及び禁止行為
- (11) 契約の変更及び解除
- (12) 損害賠償及び苦情対応

(事業者の組織及び事業の概要等を示す書類)

第3条 実施要綱第4条第2項に規定する事業者の組織及び事業の概要等を示す書類は、次に掲げるものとする。

- (1) 事業者プロフィール
- (2) 事業概要（施設概要）
- (3) パンフレット
- (4) 決算書及び附属書類
- (5) 事業報告書
- (6) 事業計画書
- (7) 組織図（事務分掌表）

(公表の同意)

第4条 実施要綱第8条第1項に規定する事業者の同意は、同意書（様式第3号）を提出することにより行うものとする。

(評価機関の公表内容等)

第5条 実施要綱第8条第2項の規定による公表は、同意が得られた場合にあっては宮城県福祉サービス第三者評価結果（様式第1号）により、同意が得られない場合にあっては宮

城県福祉サービス第三者評価結果（様式第2号）により評価機関のホームページで公開するとともに、事務所に公表書類を備え置く方法等により行うものとする。

2 公表の期間は、公表の翌年度から起算し3年間とする。

（知事の公表内容）

第6条 前条の規定は、実施要綱第9条第2項に規定する知事が行う公表について準用する。

（受審証明書）

第7条 実施要綱第10条の規定による証明は、同要綱第8条第1項による公表の同意がない場合にあっては宮城県福祉サービス第三者評価受審証明書（様式第4-1号）により、同意があった場合にあっては宮城県福祉サービス第三者評価受審証明書（様式第4-2号）により行うものとする。

附 則

この要領は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成22年3月26日から施行する。

附 則

この要領は、平成26年5月16日から施行する。

(様式 1 - 第三者評価機関公表用)

宮城県福祉サービス第三評価結果

1 第三者評価機関名

--

2 施設・事業所情報

名称 :	種別 :	
代表者氏名 :	定 員 (利 用 人 数) : 名	
所在地 :		
TEL :	ホームページ :	
【施設・事業所の概要】		
開設年月日		
経営法人・設置主体 (法人名等) :		
職員数	常 勤 職 員 : 名	非常勤職員 名
専門職員	(専 門 職 の 名 称) 名	
施設・設 備の概要	(居室数)	(設備等)

3 理念・基本方針

--

4 施設・事業所の特徴的な取組

--

5 第三者評価の受審状況

評価実施期間	平成 年 月 日 (契約日) ~ 平成 年 月 日 (評価結果確定日)
受審回数 (前回の受審 時期)	回 (平成 年度)

6 総評

◇特に評価の高い点

◇改善を求められる点

7 第三者評価結果に対する施設・事業所のコメント

8 各評価項目にかかる第三者評価結果

別紙のとおり（施設の区分に応じ福祉サービス第三者評価結果票を添付する。）

(様式2－第三者評価機関公表用)

宮城県福祉サービス第三者評価結果

年　月　日

1 事業者情報

- (1) 名 称
- (2) 種 別
- (3) 代表者氏名
- (4) 定員（利用人数）
- (5) 所 在 地

Tel

本評価機関は、上記事業者に対する宮城県福祉サービス第三者評価を 年 月
日実施しました。

しかし、評価結果を公表することについて、事業者の同意が得られていないため、宮城県
福祉サービス第三者評価業務実施要綱第8条第2項の規定に基づき、評価結果については公
表いたしません。

第三者評価機関名

(様式2－県公表用)

宮城県福祉サービス第三者評価結果

年　月　日

1 第三者評価機関名

1 事業者情報

- (1) 名 称
- (2) 種 別
- (3) 代表者氏名
- (4) 定員 (利用人数)
- (5) 所 在 地

TEL

上記評価機関は、上記事業者に対する宮城県福祉サービス第三者評価を 年 月 日実施しました。

しかし、評価結果を公表することについて、事業者の同意が得られていないため、宮城県福祉サービス第三者評価業務実施要綱第9条第2項の規定に基づき、評価結果については公表いたしません。

宮城県知事

(様式3)

同 意 書

宮城県福祉サービス第三者評価の評価結果について、評価機関及び宮城県が公表することに同意します。

記

1 対象事業所名

2 契 約 日

3 公表方法

- (1) 評価機関のホームページへの掲載
- (2) 評価機関の事務所における閲覧
- (3) 宮城県のホームページへの掲載
- (4) 宮城県の保健福祉事務所等の福祉関連施設における閲覧
- (5) 独立行政法人 福祉医療機構の運営する「福祉保健医療情報ネットワークシステム（WAMNET）」への掲載

年 月 日

評価機関名

代表者氏名 殿

所在地

事業者名

代表者氏名

印